廃屋解体撤去事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本町の豊富な緑と自然を背景に、雄大で個性豊かな魅力ある町づくりを目指す「第８期総合計画」に基づき、美しい景観の形成と生活環境の整備を図るため、家屋等の所有者に対し廃屋等の解体、撤去にかかる経費について、補助金を交付するために必要な事項を定め、もって、景観の保持と犯罪や災害の未然防止とともに安全と安心の暮らしづくりに資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　居住建物　専用住宅及び併用住宅の居住部分をいう。

（２）　附属建物　居住建物に附属する物置、車庫等をいう。

（３）　廃屋等　建築後おおむね、概して30年以上が経過し、現に新得町固定資産課税台帳に登録されている個人が所有する居住建物及び附属建物をいい、現に居住していないものをいう。

（補助対象廃屋等）

第３条　補助金の交付対象となる廃屋等（以下「補助対象廃屋等」という。）は、補助金の交付申請時に次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　事業の用に供していたものでないこと。

（２）　所有者が町税等を滞納していないこと。

（３）　借地の場合は土地所有者の同意を得ていること。

（４）　公的補償費の対象でないこと。

（５）　関連又は重複する補助を受けていないこと。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、補助対象廃屋等を解体する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　補助対象廃屋等の所有権を有する者又はその相続人であること。

（２）　町税等を滞納していないこと。

（３）　解体後、補助対象廃屋等が建っていた土地を売却等の活用に努めること。やむを得ず空き地として維持する場合は、清潔に管理すること。

（４）　町外に居住している場合は町内に居住している土地管理人を指定すること。

（補助対象工事）

第５条　補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象廃屋等を解体する工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　解体する工事を行うために必要な資格等を有している町内事業者が行う工事であること。

（２）　この要綱による補助を受けようとする年度の末日までに完了する工事であること。

（３）　５年以内の家屋等の建て替え、又は太陽光発電事業のための工事でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象廃屋等のうち附属建物のみ解体する工事は、補助対象工事としない。

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とし、別表に定める上限単価以内の額により算出された額とする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず町長が特に必要があると認める場合は、その都度定める額とする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付申請は、補助対象廃屋等の解体を行う日よりも前に行わなければならない。

２　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、廃屋解体撤去事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　補助対象廃屋等の固定資産課税台帳又は固定資産税納税通知書の写し

（２）　解体工事見積書の写し

（３）　位置図、見取図

（４）　借地の場合は、土地所有者の同意書

（５）　土地所有者が町内に居住していない場合は、土地管理人指定届

（６）　申請者が相続人の場合は、当該申請者を除く法定相続人全員の同意書又は申請者の誓約書

（交付決定）

第９条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金の交付の可否について第15条に規定する審査委員会に諮問し、審査委員会は、審査の結果を町長に答申するものとする。

２　町長は、前項の規定により答申された審査委員会の審査結果を尊重して補助金の交付の可否を決定し、その結果を廃屋解体撤去事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により、申請者に通知しなければならない。

（変更又は中止の承認）

第10条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、廃屋解体撤去事業補助金内容変更（中止）申請書（様式第３号）を速やかに提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、廃屋解体撤去事業補助金交付決定変更通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　交付決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、廃屋解体撤去事業補助金完了実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　工事写真（着工前、工事中、完了後）

（２）　工事請負契約書の写し

（３）　工事代金領収書の写し

（４）　産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写し

（５）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第12条　町長は、前条に規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類を審査し、必要に応じ申請者立会いのもと現地調査を行うことにより、適正と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、廃屋解体撤去事業補助金確定通知書（様式第６号）により交付決定者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。

（交付決定又は額の確定の取消し）

第13条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定又は額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　この要綱に違反したとき。

（２）　補助金を目的以外の経費に充てたとき。

（３）　その他不正があったとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定又は額の確定の全部又は一部を取り消したときは、廃屋解体撤去事業補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第７号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定又は額の確定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（審査委員会の設置）

第15条　町長は、補助金交付の可否について必要な調査及び審査を行うため、審査委員会を設置する。

（所掌事務）

第16条　審査委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査し、答申するものとする。

（１）　廃屋解体撤去事業補助金の交付の可否に関すること。

（２）　申請者に対する指導又は助言に関すること。

（３）　その他廃屋解体撤去事業に関すること。

（委員）

第17条　審査委員会は、副町長、施設課長、屈足支所長、消防署長、町民課長の５名をもって組織し、副町長が会長を務める。

（会議）

第18条　審査委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第19条　審査委員会に事務局を置き、事務局員は町民課の職員をもって充てる。

（委任）

第20条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

１　この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

２　この訓令は、令和８年３月31日限りその効力を失う。ただし、その時までに交付の決定を受けたものに対する要綱の適用については、その後においても、なお効力を有する。

別表（第６条関係）

区分	上限単価（円／㎡）
居住建物	8,300
附属建物	3,200